

令和3年10月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4.1版）」について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省作成の標記指針改訂に関し、このたび日本医師会より通知がありました。

概要等は下記の通りです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- ・ 「※変異株遺伝子検査について」において、全ゲノム解析について追記（p6）
- ・ 「2）抗原検査」において、化学発光酵素免疫測定法による定性検査として承認されていたSARS コロナウイルス抗原キットの定量検査への製造販売承認事項の変更に伴う、同測定法による定性検査の記載の削除（p7）
- ・ 「資料 鼻腔検体等を用いた検査にかかる研究結果」の最終結果を記載（p9）
- ・ 「鼻腔ぬぐい液」において、厚生労働省HP「「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」のURL を追記（p8）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】 大阪府医師会 地域医療1課（TEL:06-6763-7012）
--